

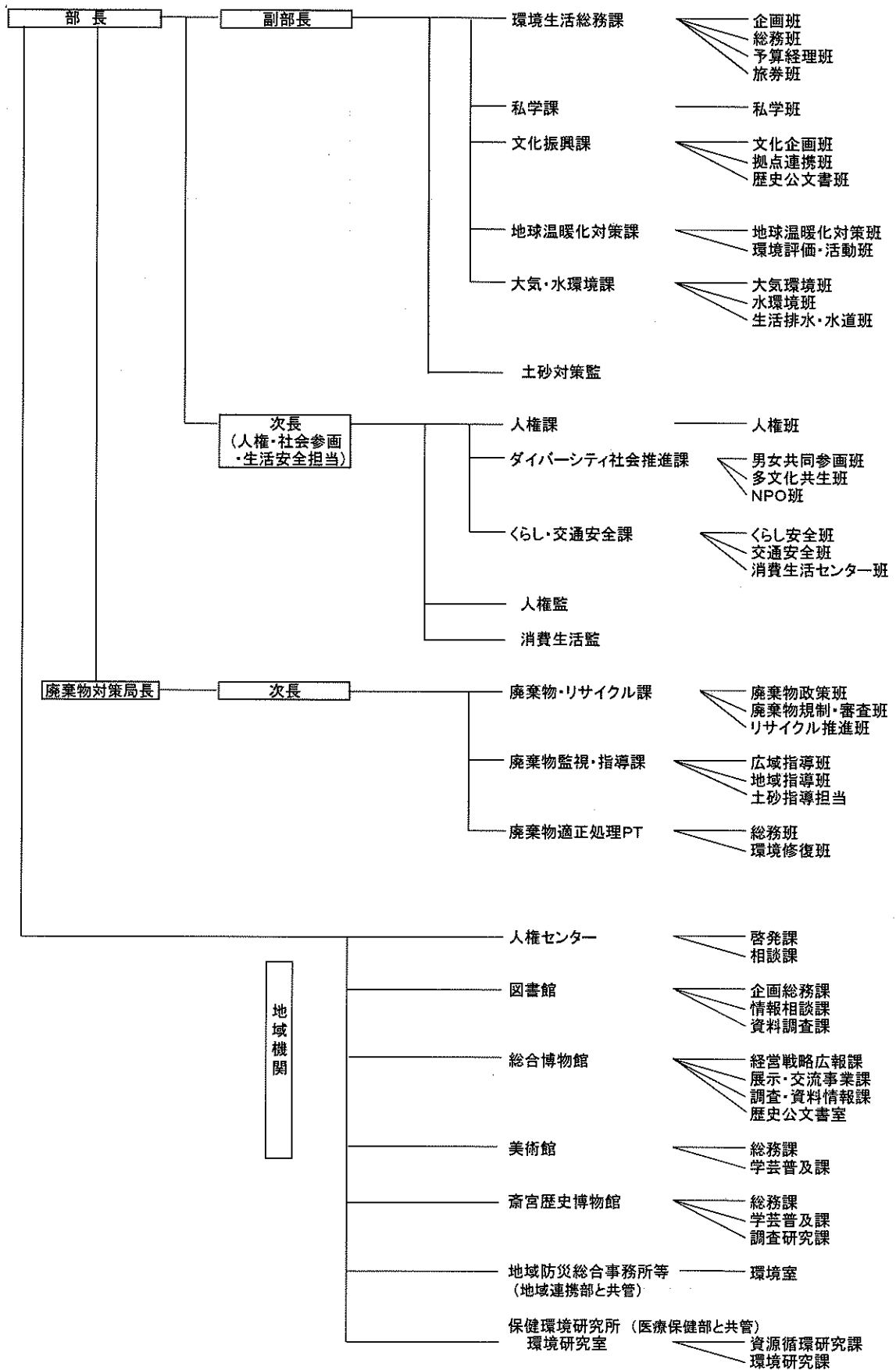
令和3年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	令和3年度 環境生活部の組織について	1
II	令和3年度 当初予算(環境生活部関係)の概要について	5
III	新型コロナウイルス感染症に係る対応について(環境生活部関係)	13
IV	主要施策	
1	三重県環境基本計画について	15
2	地球温暖化対策の推進について	16
3	大気・水環境の保全について	19
4	私学教育の振興について	25
5	文化・生涯学習の振興について	28
6	人権施策の総合的な推進について	31
7	女性活躍の推進について	33
8	ダイバーシティ・性の多様性を認め合う社会の推進について	35
9	多文化共生社会づくりの推進について	41
10	県民の社会参画の推進について	44
11	交通安全対策の推進について	46
12	安全で安心なまちづくりの推進について	48
13	犯罪被害者等支援について	51
14	消費生活の安全の確保について	53
15	廃棄物総合対策の推進について	57
16	産業廃棄物の監視・指導状況について	63
17	産業廃棄物の不適正処理事案への対応について	67

別冊 事務事業概要

令和3年5月25日
環境生活部

I 令和3年度 環境生活部の組織について



みえ県民カビジョン 第三次行動計画 政策体系一覧

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策
 ※：他部局が主担当である施策のうち、
 環境生活部の基本事業

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政 策	施 策
I-1 防災・減災、国土強靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進 ※ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化
	112 防災・減災対策を進める体制づくり
	113 災害に強い県土づくり
I-2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保
	123 がん対策の推進
	124 健康づくりの推進
I-3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進
	132 障がい者の自立と共生
	133 児童虐待の防止と社会的養育の推進
I-4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり ※ 犯罪被害者等支援の充実
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
	143 消費生活の安全の確保
	144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進
	145 食の安全・安心の確保
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
	147 獣害対策の推進
I-5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 豊かな自然環境の保全と活用
	154 生活環境保全の確保

II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

政 策	施 策
II-1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
	212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進
	213 多文化共生社会づくり
II-2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
	223 特別支援教育の推進
	224 安全で安心な学びの場づくり
	225 地域との協働と信頼される学校づくり ※ 私学教育の振興

政 策	施 策
	226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実
	227 文化と生涯学習の振興
Ⅱ－3 希望がかなう少子化対策の推進	231 県民の皆さんと進める少子化対策
	232 結婚・妊娠・出産の支援
	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実
Ⅱ－4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241 競技スポーツの推進
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進
Ⅱ－5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 農山漁村の振興
	254 移住の促進
	255 市町との連携による地域活性化

Ⅲ ^{ひら}「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

政 策	施 策
Ⅲ－1 持続可能なもうかる農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
Ⅲ－2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興
	322 ものづくり産業の振興
	323 Society 5.0時代の産業の創出
	324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
Ⅲ－3 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光
	332 三重の戦略的な営業活動
	333 国際展開の推進
Ⅲ－4 多様な人材が活躍できる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援
	342 多様な働き方の推進
Ⅲ－5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実
	353 安全で快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

行政運営

1	「みえ県民力ビジョン」の推進 ※ 県民の社会参画の促進
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営
3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
4	適正な会計事務の確保
5	広聴広報の充実
6	スマート自治体の推進
7	公共事業推進の支援

Ⅱ 令和3年度 当初予算（環境生活部関係）の概要について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和3年度当初予算は、部の使命である次の4つの方向性を柱として、安全・安心が実感でき、全ての人びとが尊重され、心豊かに暮らせる三重を創るための事業を着実に推進するとともに、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」に位置づけられた施策の目標達成に向けた取組の着実な推進を図るため、選択と集中により編成しました。

<環境生活部の使命>

- ・ 県民の皆さんとの協創による交通事故の防止、地域防犯力の向上等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。
- ・ 地球温暖化の防止、大気・水環境の保全に取り組むとともに、廃棄物の3R+R、適正な処理を推進することを通じて、環境への負荷が少ない持続可能な社会をめざします。
- ・ 県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。
- ・ 三重の持つ魅力や多様性を感じる、文化の薫り高い生活の中で、心の豊かさを育む取組を進めます。

このような考え方のもと、令和3年度当初予算においては、「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」や「オール三重で取り組む地球温暖化対策ときれいで豊かな海の再生」「人権が尊重され、誰もが参画できる社会づくり」「『新たな日常』における文化の振興」「廃棄物総合対策の推進」について重点的に取り組みます。

(1) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、令和2年度末に制定した「三重県交通安全条例」等により、交通事故防止を一層推進するとともに、性被害については、コロナ禍をふまえた相談体制の充実や、小学生向けの啓発に取り組みます。

また、外国人住民の安全で安心な生活環境の整備に向け、コロナ禍をふまえた相談体制の充実や、令和2年度末に策定した「三重県日本語教育推進計画」に基づき、日本語習得を支援する体制づくりに取り組むとともに、多文化共生意識を醸成するための映画制作に取り組みます。

(2) オール三重で取り組む地球温暖化対策ときれいで豊かな海の再生

脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」や令和2年度末に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」の具現化に向け、さまざまな主体と連携し、オール三重で脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

また、「きれいで豊かな海」の再生に向け、海岸漂着物の回収・処理等に取り組むとともに、第9次伊勢湾総量削減計画の策定に着手します。

(3) 人権が尊重され、誰もが参画できる社会づくり

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向け、コロナ禍をふまえた人権啓発や、インターネット上の差別、誹謗中傷等の発生防止対策の充実を図るなど総合的な対策を推進します。

また、誰もが参画できる社会づくりに向け、令和2年度末に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」や制定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく取組等を推進します。

(4) 「新たな日常」における文化の振興

「新たな日常」に対応した取組を進めながら、県立文化施設で特色ある魅力的な企画展や公演会等を開催するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会のタイミングをとらえ、さまざまな分野と連携して、三重県の魅力を発信していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある県内の文化活動について、制度を拡充して活動再開の支援を行います。

(5) 廃棄物総合対策の推進

プラスチック資源循環の高度化を図るため、天然資源投入量や二酸化炭素排出量の削減につながる水平リサイクルなどの取組を進めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、環境負荷の低い素材への転換に向けた調査研究等を行います。

さらに、市町と連携しICTを活用することにより、廃棄物の減量化やリサイクルに役立つ情報等を提供・発信できるアプリ等のプラットフォームを構築します。

加えて、産業廃棄物税の用途を拡充し、産業廃棄物の発生抑制や循環利用等に取り組む事業者等を積極的に支援します。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

環境生活部

- 1、2 暮らし・交通安全課 : 224-2664
- 3 がいほく社会推進課 : 222-5974

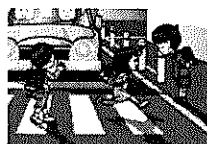
誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、令和2年度末に制定した「三重県交通安全条例」等により、交通事故防止を一層推進するとともに、性被害については、コロナ禍をふまえた相談体制の充実や、小学生向けの啓発に取り組みます。

また、外国人住民の安全で安心な生活環境の整備に向け、コロナ禍をふまえた相談体制の充実や、令和2年度末に策定した「三重県日本語教育推進計画」に基づき、日本語習得を支援する体制づくりに取り組むとともに、多文化共生意識を醸成するための映画制作に取り組みます。

1 交通事故のない社会の実現

交通安全企画調整事業【1,460千円】

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するために令和2年度末に制定した「三重県交通安全条例」や令和3年度に策定する「第11次三重県交通安全計画」について、戦略的な周知を行い、県民の皆さんの交通安全意識の向上を図ります。



飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動事業【3,268千円】

飲酒運転違反者の医療機関への受診を一層促進するとともに、令和3年度に策定する「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」に基づき、企業等における社内教育等の取組を促進します。

2 性被害を防ぎ、被害者に寄り添った取組の充実

（一部新）性犯罪・性暴力被害者支援事業【12,029千円】

コロナ禍をふまえ、増加・多様化が見込まれる相談ニーズに対応するため、SNS相談を本格運用するとともに、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の相談体制の充実や認知度の向上を図ります。



（新・みんつく）子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業【5,835千円】

子どもたちを性被害から守るため、プライベートゾーンについて親子で学べる学習教材を各小学校に配付するとともに、児童生徒や保護者、養護教諭を対象とした出前講座を開催します。



3 外国人住民の安全で安心な生活環境の整備

（一部新）外国人住民の安全で安心な生活への支援事業【43,188千円】

コロナ禍をふまえ、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の相談体制を充実させるとともに、社会保険労務士等による専門相談会を開催します。
また、医療機関や保健所における多言語対応の支援などに取り組みます。



（一部新）外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業【19,853千円】

令和2年度末に策定した「三重県日本語教育推進計画」に基づき、生活者としての外国人の日本語習得を支援する体制づくりを推進し、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」へ「総括コーディネーター」を配置するとともに、「地域日本語教育コーディネーター」を育成します。
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、多文化共生に関わる団体のネットワークを活用し、情報提供の充実に取り組みます。

映画で知ろう！「みえで活躍する外国人住民」事業【9,450千円】

県民の皆さんの多文化共生意識を醸成するため、県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を外国人住民と共に制作し、市町や教育機関等で上映します。



<参考 主な関連事業>

（一部新）社会的自立をめざす外国人生徒支援事業【21,811千円】<教育委員会>

学習支援や進路相談を行う専門員6名、日本語指導アドバイザー1名を県立高校へ配置するとともに、日本語や日本の社会制度、文化を学ぶ「日本語学習クラブ」を開設します。

オール三重で取り組む地球温暖化対策ときれいで豊かな海の再生

環境生活部

- 1 地球温暖化対策課：224-2368
- 2 大気・水環境課：224-2382

脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」や令和2年度末に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」の具現化に向け、さまざまな主体と連携し、オール三重で脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

また、きれいで豊かな海の再生に向け、海岸漂着物の回収・処理等に取り組むとともに、第9次伊勢湾総量削減計画の策定に着手します。

1 脱炭素社会の実現

(一部新) 脱炭素社会推進事業【18,801千円】

「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、脱炭素社会実現に向け、具体的な施策の検討や取組を行います。

■ COOL CHOICE (賢い選択) の推進

脱炭素につながる、さまざまな「賢い選択」への理解を深めるためのセミナーを開催し、オール三重での取組を推進します。

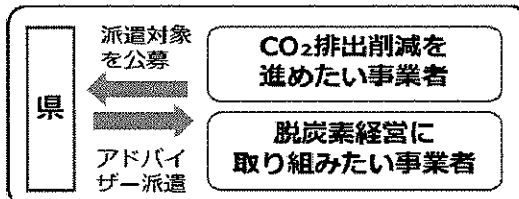
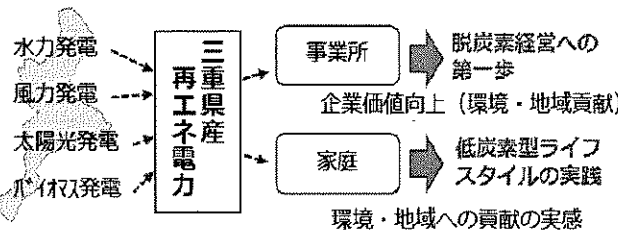
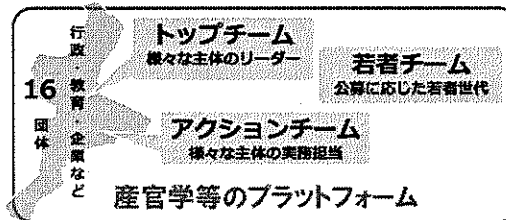
■ 再生可能エネルギー利用の促進

脱炭素に欠かせない再生可能エネルギーについて、三重県産再生エネルギーによる、環境や地域への貢献に関する情報発信等を行い、利用促進を図ります。

■ 脱炭素経営の促進

温室効果ガス排出削減や RE100 などの脱炭素経営に取り組もうとする事業所を支援するため、アドバイザーの派遣を行います。

ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム



地球温暖化対策普及事業【12,500千円】

■ 計画の推進

令和2年度末に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」を着実に推進するため、推進委員会を設置し、評価・検証を行います。

■ 気候変動適応の推進

三重県気候変動適応センターと連携し、県内の気候変動影響に関する調査を行うとともに、気候講演会など適応に関する普及啓発を実施します。

2 きれいで豊かな海の再生

伊勢湾行動計画推進事業 (海岸漂着物対策)【76,535千円】

市町等が取り組む海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策事業への助成を行います。

河川等公共水域水質監視事業【33,414千円】

きれいで豊かな海の視点を取り入れ、第9次伊勢湾総量削減計画の策定に着手し、河川及び海域等の水質保全を図ります。

人権が尊重され、誰もが参画できる社会づくり

環境生活部

1 人権課：224-2278

2、3 ダイバーシティ社会推進課：224-2225

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向け、コロナ禍をふまえた人権啓発や、インターネット上の差別、誹謗中傷等の発生防止対策の充実を図るなど総合的な対策を推進します。

また、誰もが参画できる社会づくりに向け、令和2年度末に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」や制定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく取組等を推進します。

1 コロナ禍をふまえた人権総合対策

(一部新) 人権啓発事業【23,499千円】

人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行います。

また、インターネット上の人権侵害について、その特性をふまえた啓発素材を配信し、未然防止を図ります。



三重県人権センター
マスコットキャラクター
ミツココ

(新・みんつく) コロナに負けるな！偏見・差別をなくそう プロジェクト事業【6,469千円】

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害を未然に防止するため、正しい知識の習得と情報リテラシーの向上につながる啓発を実施します。
また、差別や誹謗中傷等に苦しむ人たちが医療従事者等への応援メッセージを発信し、被害者等に寄り添った支援につなげます。

同和問題等啓発事業【15,263千円】

同和問題や新型コロナウイルス感染症等あらゆる人権課題について、県民の皆さんに理解と認識を深めていただくため、さまざまな手法による啓発を実施します。

インターネット人権モニター事業【2,919千円】

コロナ禍をふまえ、インターネット掲示板のモニタリング体制を強化し、差別的な書き込みについてはサイト管理者に削除申請します。
また、モニタリングに協力していただく「インターネット人権ソーシャルウォッチャー」の養成講座を開催します。

<参考 主な関連事業>

(一部新) 生きづらさを抱える方の相談支援強化ICT推進事業【9,998千円】<子ども・福祉部>

民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、モデル地区におけるICT等を活用したシステムづくり

(一部新) いじめ対策推進事業【8,943千円】

<教育委員会>

ネットパトロールの実施や、ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」の運用など

(新・みんつく) 子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業【5,835千円】

<環境生活部(再掲)>

児童生徒等を対象とした出前講座の開催や小学校低学年向けの学習教材の配付など

2 男女が共に活躍できる社会づくり

みえの輝く女子プロジェクト事業【4,308千円】

企業の理解と行動を促し、働く場における女性活躍を推進するため、一般事業主行動計画の策定や取組を支援するアドバイザー派遣およびセミナーを実施します。

また、経営者層の意識改革につながるよう講演会や取組事例の周知を行います。



3 性の多様性を認め合う社会づくり

(新) 性の多様性を認め合う社会推進事業【11,080千円】

性の多様性に関する県民の皆さんの理解を促進するため、トークイベントの開催や、企業向けのガイドラインを作成します。

また、電話・SNSによる相談窓口の設置や相談員研修の実施など、相談体制の充実に取り組みます。



「新たな日常」における文化の振興

環境生活部
文化振興課：224-2176

「新たな日常」に対応した取組を進めながら、県立文化施設で特色ある魅力的な企画展や公演会等を開催するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会のタイミングをとらえ、さまざまな分野と連携して、三重県の魅力を発信していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある県内の文化活動について、制度を拡充して活動再開の支援を行います。

文化資源を活用した三重の魅力発信

- (一部新) 文化活動連携事業 **【17,895 千円】**
 (うち映画の偉人顕彰事業 2,417 千円)
 (うち文語シンポジウム事業 151 千円)
 1964年東京オリンピックの公式記録映画の総監督を務めた市川崑監督など、三重県ゆかりの映画の偉人の顕彰等を実施するほか、三重県ゆかりの文学に関する文語を紹介するシンポジウムを開催するなど、三重県の魅力を発信します。

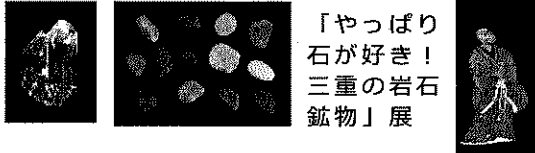
- みやこ齋宮を核とした観光コンテンツ拡充事業 **【21,062 千円】**
 初期齋宮に係る映像展示の作成・公開や人気作家の講演会の開催など国内外に齋宮の魅力を発信します。

新型コロナに影響を受けた文化活動の再開支援

- (新) 文化活動再開支援事業 **【18,519 千円】**
 文化団体等が、ホール等を円滑に利用できるよう、県内市町の劇場・音楽堂等の管理運営者向けの実地研修会を実施するとともに、総合文化センターのホール等を利用する際の施設および付属設備の利用料に加え、広報や委託等対象経費を拡充して支援を行います。

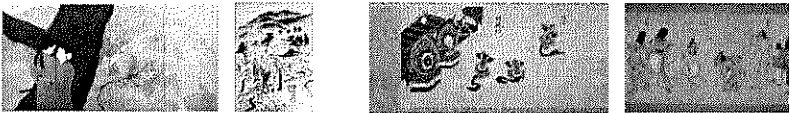


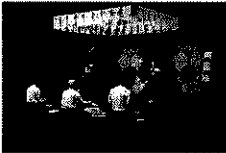

県立文化施設の主な企画展・公演会等 ※展覧会名等は仮称

- 総合博物館展示等事業 **【45,102 千円】**

 「やっぱり石が好き！三重の岩石鉱物」展
 「寺院に伝わる戦国の残像～北畠氏のいた時代～」展
《無外逸方(北畠政勝)肖像》浄眼寺所蔵

- 美術館展示等事業 **【66,719 千円】**

 「若冲と京の美術」展
 「美術にアクセス！」展
《雪中雄鶏図》細見美術館所蔵
(多様な感覚を使って親しむ展覧会)

- 齋宮歴史博物館展示・普及事業 **【11,057 千円】**

 「絵画に見る万葉の世界～びじゅある万葉集～」展
 「高宮平安五種競技一弓・馬・鞠・鷹・相撲」展

- 文化会館事業 **【72,554 千円】**

 コロナ禍でも楽しめる新企画をシリーズ化(舞台上に舞台と客席を組む公演(音楽・演劇))
- 生涯学習センター事業 **【9,701 千円】**

 みえアカデミックセミナー2021 オープニング「お城巡りの楽しみ方」
 城郭考古学者 奈良大学 千田 嘉博教授

廃棄物総合対策の推進

環境生活部廃棄物対策局
 1、2、3 廃棄物・リサイクル課 : 224-3310
 4 廃棄物監視・指導課 : 224-2388
 廃棄物適正処理アドバイザーチーム : 224-2483

1 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

プラスチックごみ対策

(一部新)プラスチック対策等推進事業
 【37,713千円】

プラスチック資源循環の高度化を図るため、事業者や市町等と連携し、天然資源投入量やCO₂排出量の削減につながる水平リサイクルなどの促進に向けた取組を進めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、不法投棄の防止に取り組むとともに、漁業系廃棄物の実態調査結果等をふまえ、環境負荷の低い素材への転換に向けた調査研究等を行います。

県内の自販機横のペットボトルの協働回収モデル事業
 点在する自動販売機から、より効率的にペットボトルを回収する方法を検討するとともに、回収したペットボトルの高度なリサイクルを促進するため、飲料メーカーと連携した一括回収のモデル事業を実施します。



プラスチックの高度なリサイクルに向けた調査検討

県内の使用済プラスチックの処理実態について調査を行うとともに、高度なリサイクル技術等の情報収集を行い、ケミカルリサイクル技術の開発に取り組んでいる事業者等と連携し、県内での導入をめざし調査研究等を行います。

漁業系廃棄物対策の検討

効果的な漁業系廃棄物の処理体制の構築や漁具等の環境負荷の低い素材への転換を検討するため、市町や事業者、関係団体等と連携し調査研究を行います。

食品ロス等対策

食品ロス削減推進事業 【17,076千円】

食品ロス発生状況の実態調査を行い、発生抑制に向けた具体的な施策を検討し実施するとともに、ICTにより未利用食品の活用を図るためのシステムの本格運用を進め、事業者等のネットワークの形成・拡大を進めます。

2 パートナーシップで取り組む3R

ICTを活用した情報発信

(一部新)「ごみゼロ社会」実現推進事業【36,224千円】
 (うちアプリ等のプラットフォーム構築分 4,796千円)

県民の皆さんの3Rに関する意識醸成を図り、具体的な行動につなげられるよう、市町と連携しICTを活用することにより、ごみの分別方法や家庭で食品ロスを減らすための具体的な方法等、廃棄物の減量化・リサイクルに役立つ情報等を提供・発信できるアプリ等のプラットフォームを構築します。



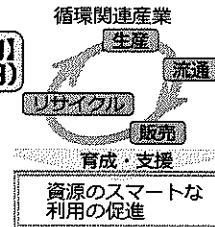
3 循環関連産業の振興による3Rの促進

循環関連産業の振興を通じてさらなる3Rの促進を図るため、産業廃棄物税の使途を拡充し、産業廃棄物の発生抑制や循環利用等に取り組む事業者等を支援します。

(一部新)地域循環高度化促進事業【117,885千円】
 (うち産業廃棄物抑制等事業分 91,165千円)

産業廃棄物の発生抑制等に係る研究や、排出抑制等のための設備機器を設置する経費の一部を助成し、新たな取組にチャレンジする事業者等を支援します。

特にプラスチックの減量化や有効利用に係る研究等については、補助限度額を拡大し、積極的に支援します。



4 廃棄物処理の安全・安心の確保

ICTの活用や関係機関との連携等により不法投棄等の未然防止や早期発見・早期是正を図るとともに、建設系廃棄物の排出事業者の意識向上に資する取組や適切な監視指導を進めます。

また、生活環境保全上の支障等のある3事案について、令和4年度末までに対策を完了させるよう着実に対策工事を実施します。

不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【72,388千円】

ICTの活用

遠隔操作監視カメラや無人航空機(ドローン)を増設し、これらを活用した的確かつ効率的な監視・指導を行います。



ドローンによる監視・指導

建設系廃棄物対策

不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物対策として、排出事業者責任の意識向上を図る研修会を開催するとともに、法令に基づいた的確な指導を行います。

環境修復事業【4,152,966千円】

四日市市大矢知・平津事業

廃棄物の流出防止対策として、法面、覆土の工事を引き続き実施します。

桑名市五反田事業

汚染地下水の揚水浄化対策を引き続き実施します。

桑名市源十郎新田事業

PCBの高濃度汚染箇所への掘削工事を実施するとともに、発生するPCB廃棄物等の処理を行います。また、廃油回収処理を引き続き実施します。

2 令和3年度当初予算施策別一覧表（環境生活部関係）

(単位:千円、%)

施策番号	施策名	令和2年度 当初予算額 A	令和3年度 当初予算額 B	差引 増減額 B-A	増減率 (B-A)/A	令和3年度 補正予算額 C
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	72,871	53,617	▲ 19,254	▲ 26.4	0
143	消費生活の安全の確保	73,873	77,407	3,534	4.8	4,950
151	環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	567,621	541,530	▲ 26,091	▲ 4.6	0
152	廃棄物総合対策の推進	1,965,977	4,632,986	2,667,009	135.7	0
154	生活環境保全の確保	489,411	404,929	▲ 84,482	▲ 17.3	0
211	人権が尊重される社会づくり	398,672	499,553	100,881	25.3	4,588
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	36,287	48,769	12,482	34.4	2,960
213	多文化共生社会づくり	80,757	104,325	23,568	29.2	0
227	文化と生涯学習の振興	1,884,190	2,316,728	432,538	23.0	0
当部主担当施策 計		5,569,659	8,679,844	3,110,185	55.8	12,498
(111)	災害から地域を守る自助・共助の推進	8,288	8,272	▲ 16	▲ 0.2	0
(141)	犯罪に強いまちづくり	11,197	9,319	▲ 1,878	▲ 16.8	0
(144)	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	397	332	▲ 65	▲ 16.4	0
(225)	地域との協働と信頼される学校づくり	5,138,722	5,220,961	82,239	1.6	0
(233)	子育て支援と幼児教育・保育の充実	2,925,361	2,971,563	46,202	1.6	0
(331)	世界から選ばれる三重の観光	83,796	83,776	▲ 20	▲ 0.0	0
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	2,173,844	1,407,416	▲ 766,428	▲ 35.3	0
(411)	行政運営1「みえ県民力ビジョン」の推進	85,399	80,448	▲ 4,951	▲ 5.8	0
他部主担当施策 計		10,427,004	9,782,087	▲ 644,917	▲ 6.2	0
施策外	人件費等	2,499,905	2,407,139	▲ 92,766	▲ 3.7	0
環境生活部 合計		18,496,568	20,869,070	2,372,502	12.8	12,498

- 注 ① 施策番号の()は、他部が主担当の施策です。
 ② 「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。
 ③ 令和2年度当初予算額(A)は、令和元年度2月補正含みベースです。
 ④ 令和3年度補正予算額(C)は、5月補正予算額です。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（環境生活部関係）

1 令和2年度の主な取組

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県立文化施設における企画展や啓発等各種イベントを中止するなど、各施策の推進に大きな影響がある中で、補正予算等を活用し、感染症拡大防止を図りながら、コロナ禍における団体活動への支援や人権啓発等に注力して取り組みました。

(1) 県立文化施設等

コロナ禍で文化活動を自粛・縮小せざるを得ない文化芸術団体等に対して、「新たな日常」に即した文化活動の再開を支援しました。また、各県立文化施設においては、感染症対策を徹底するとともに、動画等による情報発信やアウトリーチキットの学校等への貸し出しなどを通じて、来館できない県民の皆さんに対して、文化にふれ親しむ機会の確保を図りました。

(2) NPO活動への支援

コロナ禍においても、高齢者や障がい者等への継続的な支援が必要であるため、NPOが組織を維持し、「新たな日常」に即して活動を再開、継続できるよう、NPOを支援する中間支援組織と連携し、相談窓口の設置やオンライン活用研修会の開催、経費の補助等を行いました。

(3) 私立高校生等への支援

私立高校生等奨学給付金において、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯を新たな支給対象として、申請の随時受付や入学時の負担が大きい新入生への支給の一部前倒しを行うとともに、家庭におけるオンライン学習に要する通信費相当額等を支援しました。

また、三重県私立学校感染症対策・学びの保障支援補助金により、私立学校における感染症対策の強化と、家庭における効果的な学習のための教材購入など、児童・生徒の学びを保障する取組を支援しました。

(4) 誹謗・中傷等への対応の充実

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見、差別や誹謗中傷等の発生防止のため、ラジオや県のホームページ等を通じて、知事の人権メッセージ等を、県民の皆さんへ繰り返し発信するとともに、人権センターにおける相談体制やインターネットモニタリングの拡充などに取り組みました。

また、重大な人権侵害に迅速、的確に対応するために、「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」を設立しました。

(5) 外国人住民への相談対応の充実

新型コロナウイルス感染症に起因する各種相談に対応するため、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」の相談員を増員するとともに、県多言語ホームページ(MieInfo)やSNSを活用し、感染症関連情報を多言語で発信しました。

また、保健所における相談対応等を支援するため、通訳の派遣などを行いました。

(6) 性暴力被害に関する相談対応の充実

新型コロナウイルス感染症に起因する生活環境の変化やストレス等から、家庭内等における性暴力の増加や深刻化が懸念されるため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、SNS相談を開始しました。

(7) 消費者啓発の充実

新型コロナウイルス感染症や特別定額給付金制度等に便乗した悪質商法などによる消費者トラブルを防止するため、フリーペーパー等の各種広報媒体を活用した注意喚起を行いました。

(8) 廃棄物処理に関する対応の充実

新型コロナウイルス感染症により発生する感染性廃棄物等について、適切に処理されるよう、関係団体と連携しています。

また、市町における一般廃棄物の収集運搬等の従事者が、新型コロナウイルス感染症に感染し業務に支障が生じた場合に備え、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」の仕組みを準用することとしました。

2 令和3年度の実行方針

令和3年度においては、文化芸術団体等に対する補助経費の拡充や、ネット広告や生活情報誌の活用による人権啓発の推進、関係団体との連携による外国人住民への情報提供の充実、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制の強化などに取り組みます。

また、今後の感染症の状況により、新たな課題が生じた際には、関係機関等と連携し、速やかに対応していきます。

IV 主要施策

1 三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について

環境生活総務課

1 概要

「三重県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、令和2年（2020年）3月に、議会の議決を経て全面的な改定を行いました。新たな計画では、目標年度を2030年度とし、SDGsの考え方も取り入れながら、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざすこととしています。

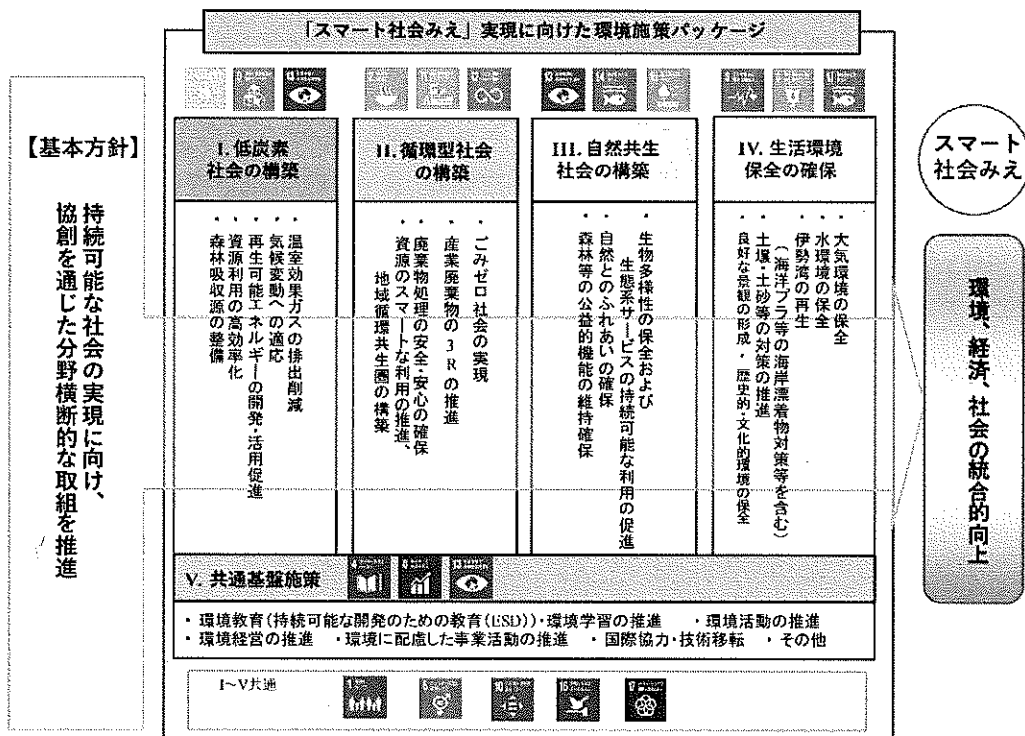


図 環境基本計画に基づく施策体制等

参考：主な個別計画

- 「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和3年3月策定）
- 「三重県循環型社会形成推進計画」（令和3年3月策定）
- 「第9次伊勢湾水質総量削減計画（仮称）」（令和4年策定予定）

2 計画の推進

環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県、学識経験者、取組の主体となる県民の皆さんや事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、さまざまな主体との協創を通じた分野横断的な取組について検討を進めていきます。また、環境基本計画の施策ごとの主な取組の成果や課題等については、年次報告書（三重県サステナビリティレポート）として毎年とりまとめの上、三重県環境審議会および議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

2 地球温暖化対策の推進について

地球温暖化対策課

1 現状

温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みである「パリ協定（平成 27(2015)年採択、平成 28(2016)年発効）」の取組が令和 2(2020)年から開始され、国内においては、同年 10 月に菅総理が所信表明演説において、2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

県では、国に先立つ令和元(2019)年 12 月に 2050 年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言したほか、令和 2(2020)年 12 月には多様な主体が参画する「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げ、脱炭素社会を実現する取組を進めるための体制を構築しました。

また、令和 3(2021)年 3 月には、2030 年度までの 10 年間における温室効果ガス排出量を削減する「緩和」に向けた取組と、気候変動影響を軽減する「適応」策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、その削減目標として、2030 年度における県域の温室効果ガス排出量を、2013 年度比で 30%削減することとしています。(図 1)

2030 年度における三重県の温室効果ガス排出量を
2013 年度比で **30%削減**

三重県域からの温室効果ガス排出量（吸収源活動による吸収量を含む）は、直近の確定値である平成 30(2018)年度で、基準年度比 15.3%減となっています（図 1）。三重県における二酸化炭素排出量の部門別構成比では、産業部門が約 6 割を占めています。（図 2）

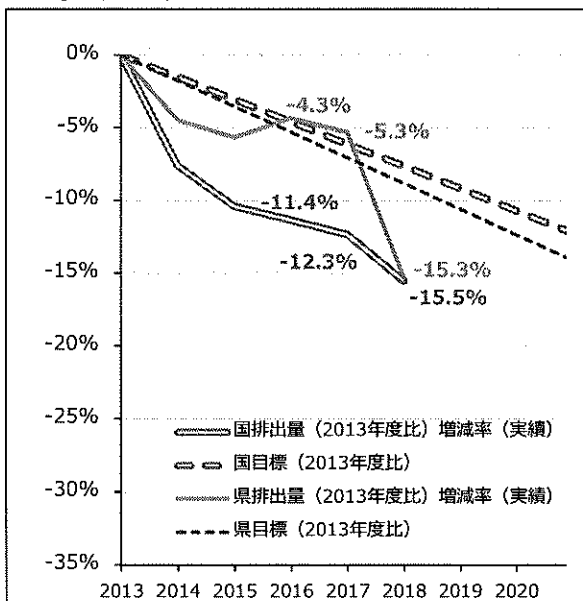


図 1 温室効果ガス排出量増減率
(2013 年度比：吸収源活動による吸収量含む)

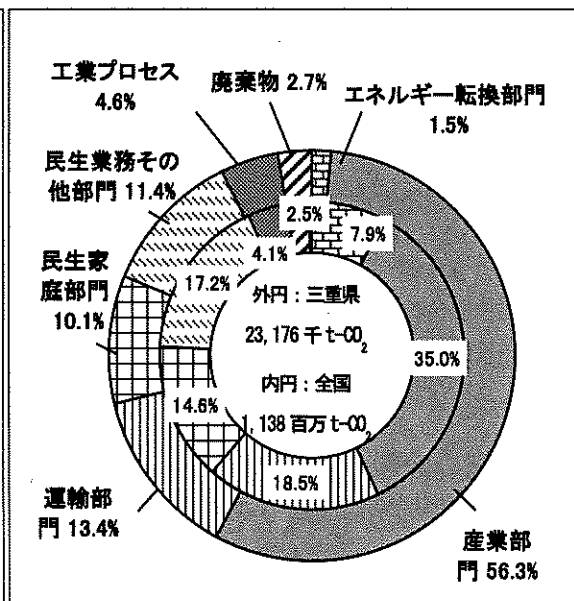


図 2 三重県および国における二酸化炭素排出量の部門別構成比 (2018 年度)

2 課題

(1) 脱炭素社会の実現

新たに策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づく取組を推進するとともに、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、さまざまな主体が連携して社会全体で具体的な取組を進めていく必要があります。

(2) 気候変動影響への適応

気候変動による影響は避けられない状況であり、被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、適応の取組を推進していく必要があります。

(3) 再生可能エネルギーと環境配慮

太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資するものであり、利用を促進していく必要がありますが、大規模な開発を伴う事業については、自然環境との調和が図られるよう、適正に進める必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 脱炭素社会の実現

① 計画の推進

多様な主体が参画する「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を中心とし、県民の皆さん、事業者、市町等のさまざまな主体と連携し、脱炭素社会の実現に向けてオール三重で取り組んでいきます。

オール三重で取り組む機運醸成や事業・取組の方向性等について意見交換等を行う、知事および県内のさまざまな立場のリーダーで構成する「トップチーム」、モデルとなる事業を検討し実施する、実務者で構成する「アクションチーム」、若者の視点での提案やアクションチームとも連携し主体的に行動する、大学生を中心とした「若者チーム」の3チームにおいて、脱炭素社会実現に向けての具体的な取組の検討を進めます。(図3)

庁内においては、「三重県脱炭素社会推進本部」を中心に、組織間で幅広く情報共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に計画を推進します。

また、県・市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進的な取組や知見の共有などの連携を図り、市町の施策や取組への反映・展開を促します。

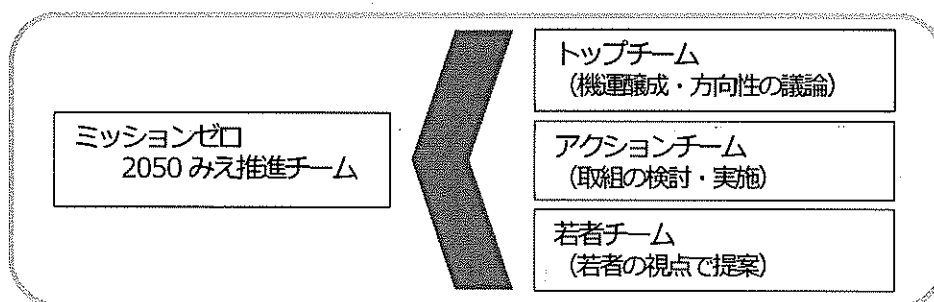


図3 チームの構成

② 脱炭素社会の実現に向けた取組

「三重県地球温暖化防止活動推進センター」や「三重県環境学習情報センター」等と連携し、家庭における省エネの取組、電気自動車等や省エネ家電の普及、エコ通勤等、低炭素なライフスタイルへの転換を促進するとともに、大規模事業所に対しては、「地球温暖化対策計画書」※に基づく自主的な削減取組を促進するほか、中小事業者においても、脱炭素化を見据えた環境経営の促進を図ります。

また、電力小売事業者に県産再エネ電力に特化したメニュー開発を働きかけるなど、エネルギーの地産地消をめざした三重県産再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

※「三重県地球温暖化対策推進条例」第8条に基づき、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置する事業者に対して県に提出を義務付けているもので、温室効果ガスの排出量の抑制に係る目標や取組を記載した計画書

③ 計画の進行管理

令和3年3月に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」を着実に推進し、実効性あるものとするため、県民の皆さん、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会（仮称）」を設置し、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的な改善を図ります。

また、現在、国において「地球温暖化対策計画」で定める温室効果ガス排出削減目標（2013年度比で26%削減）の見直しが進められていることから、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出目標（2013年度比で30%削減）についても、国の動きをふまえて見直しを進めていきます。

（2）気候変動影響への適応

「三重県気候変動適応センター」を拠点とし、地球温暖化による本県の気候変化やその影響について情報収集および分析を行うとともに、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるため、情報提供等を行います。

（3）再生可能エネルギーと環境配慮

太陽光や風力といった再生可能エネルギーについても、環境に大きな影響を与える可能性のある大規模な開発事業については、環境影響評価法および三重県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントの実施が必要となっています。

このうち、風力発電所について、国において環境影響評価法の規模要件見直しが進められていることから、法改正の動向を注視するとともに、必要に応じて条例の対象事業に風力発電を追加するなど、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの開発が行われるよう検討を進めます。

3 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 30 か所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。

令和 2 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質および PM2.5 (微小粒子状物質) について、全ての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況です。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていません。

県北部では、大気汚染防止法の総量規制地域等 (四日市市、朝日町、川越町) と自動車 NO_x・PM 法対策地域 (四日市市、桑名市 (旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町) が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は 9 年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

PM2.5 や光化学オキシダントの予報等発令については、令和 2 年度は光化学スモッグの予報を 1 回行いました。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成が困難な状況です。

二酸化窒素については、全ての測定局で環境基準を達成していますが、総量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況であることから、今後も総排出量の増加について注視していく必要があります。

自動車 NO_x・PM 法対策については、令和 2 年度までに対策地域において環境基準を確保することを目標とした基本方針*が国から示されています。これまでのところ、測定局での環境基準は達成している状況ですが、地域全体でも確保するため、引き続き二酸化窒素等の総量削減状況を確認する必要があります。

※自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針 (平成 23 年 3 月閣議決定)

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5 や光化学オキシダントの濃度が上昇した際は、予報等発令するなど迅速な情報提供に努めます。

また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減指導を行います。

自動車 NO_x・PM 法対策については、国の基本方針の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準が確保できない場合、その対応を検討します。

2 水環境

(1) 現状

① 公共用水域の状況

平成 29 年 6 月に策定した第 8 次水質総量削減計画等に基づき、排水対策に取り組んでいるところです。県内の河川（47 河川 62 水域）および海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、令和 2 年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率（速報値）は、それぞれ 98.4%（61 水域/62 水域）、87.5%（7 水域/8 水域）でした。

② 生活排水処理の状況

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めた結果、令和元年度末の生活排水処理施設の整備率は 86.0%となりました。本県では、浄化槽による整備率が 24.5%（令和元年度末）と、全国平均の 9.3%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

平成 24 年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物対策を進めているところです。伊勢湾内に漂着するごみは、三重県に限らず伊勢湾流域圏全体から発生しています。このことから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、平成 24 年 4 月に海岸漂着物対策検討会を設置しました。同検討会において、関係機関が協力し、海岸漂着物問題の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策を推進しています。

また、海岸漂着物対策に係る国の補助金を活用し、海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理を行うとともに、市町等が実施する事業に対し補助をしています。

(2) 課題

① 伊勢湾等公共用水域の水質保全

河川における環境基準達成率（BOD）については、平成 17 年度以降、90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率（COD）も、令和元年度に初めて 100%となりましたが、変動が大きく、特に閉鎖性海域である伊勢湾（愛知県側を含む）では、依然として貧酸素水塊が広範囲で発生しています。このことから「きれいで豊かな海」の観点を取り入れ、藻場・干潟・浅場再生による生物生息環境改善を含めた水環境改善の取組をさらに進めていく必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均の 91.7%（令和元年度末）と比べると依然として低い状況（86.0%）にあり、生活排水処理未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理を行っているところですが、海岸漂着物対策をより促進していくためには、行政だけでなくNPOや民間団体等多様な主体が連携して、引き続き内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要です。

(3) 今後の取組方向

① 伊勢湾等公共用水域の水質保全

「きれい豊かな海」の観点を取り入れつつ、関係部局と連携のもと第9次伊勢湾総量削減計画の策定に向けた検討を進めていきます。科学的な見地からの各種調査・研究を進めるとともに、陸域からの汚濁負荷の削減のほか、藻場・干潟の保全・再生など、関係部局と連携した総合的な水環境改善対策を進めていきます。

② 生活排水処理施設の整備等

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係部局や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取り便槽については、引き続き県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

③ 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進していきます。

また、東海三県一市で構成する海岸漂着物対策検討会において、伊勢湾流域圏の複数自治体による地域計画を作成していきます。

3 水道事業における基盤強化の取組状況

(1) 現状

令和元年度に施行された改正水道法において、都道府県の責務として、水道基盤の強化に関する施策の策定および水道事業者等の広域的な連携の推進が規定されたことをふまえ、県では、全ての市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」(以下「協議会」という。)およびそのブロック別会議を開催し、それぞれの地域に応じた基盤強化に向けた取組の具体的な検討を進めています。

(2) 課題

市町水道事業者は、人口減少に伴う料金収入の減少および水道熟練者の職員不足により、今後増大する管路等の耐震化・老朽化対策の推進、資金の確保や人材の確保が課題となっています。一部の水道事業では、水道料金のみでは事業運営に必要な経費を賄えず、一般財源からの繰出で収支均等を保っている状況であり、今後人口減少が進む中、経営状況に支障が出る可能性があります。

(3) 今後の取組方向

水道の基盤強化を推進するため、広域化をはじめとした取組が効果的に行われるよう協議会において検討するとともに、市町に適切な助言を行います。協議会等を通じて得られた具体的な成果は、今後策定予定の水道基盤強化計画等に反映させていきます。

また、水道事業が持続していくための広域的な財政措置のあり方について、引き続き国へ要望・提言を行います。

4 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の運用等

(1) 現状

三重県では、土砂等の埋立て等の適正化を図り、土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」という。)を令和元年12月23日に公布し、令和2年4月1日に施行しました。土砂条例は土砂等の埋立て等が行われる事業に広く適用されるため、土砂等を取扱う事業者を対象に説明会・フォーラムを開催し、広く周知を行いました。

土砂条例の実施体制については、土砂対策チームを形成し、環境生活部、農林水産部および県土整備部の3部連携のもと、本庁と地域機関が一体となって対応しています。

なお、令和3年3月31日時点で土砂条例第9条に基づく許可申請が27件なされており、申請者の資力や関係法令への違反状況および災害防止措置、土砂等の堆積形状や生活環境の保全上必要な措置等の土砂条例第14条に定める許可基準への適合性について審査を行い、このうち15件許可しました。

(2) 課題

他法令の許可を受け、土砂条例施行前に土砂等の埋戻しを行っている事業者は、経過措置期間内に土砂条例の許可申請が必要となることから、土砂条例に定める基準に適合するよう指導する必要があります。

(3) 今後の取組方向

既に埋立て等を行っている事業者の埋立て等事業場だけでなく、土砂等の発生場所にも立入検査を実施し、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう、必要な監視・指導を行っていきます。

表1 県内の大気環境基準達成率

年度	H28		H29		H30		R1		R2	
	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数
二酸化硫黄 (SO ₂)	25	25	17	17 ^{*1}	16	16 ^{*1}	17	17	17	17
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	32	32 ^{*1}	28	28 ^{*1}	27	27 ^{*1}	28	28	28	28
達成率(%)	100		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	24	0	24	0	24	0	24	0	24
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	32	32 ^{*1}	32	32 ^{*1}	32	32 ^{*1}	33	33	33	33
達成率(%)	100		100		100		100		100	
一酸化炭素	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM2.5)	22	22	25	25 ^{*1}	25	25 ^{*1}	26	26	26	26
達成率(%)	100		100		100		100		100	

※1 測定局 33 局のうち 1 局休止中 (平成 28 年度～平成 30 年度)

※R2 年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：令和元年度の全国状況

光化学オキシダントの測定局 1,166 局のうち環境基準達成局は 2 局 (0.2%)、微小粒子状物質の測定局 1,073 局のうち環境基準達成局は 1,058 局 (98.6%)

表2 自動車 NO_x・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

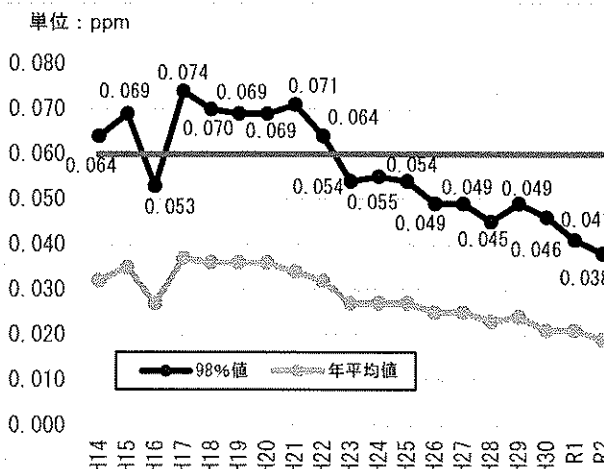
測定局数	H23		H24～H26		H27～R2	
	環境基準 ^{*1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{*2}	環境基準 ^{*1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{*2}	環境基準 ^{*1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{*3}
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	16	16
達成率(%)	60		100		100	
非達成局	浮遊粒子状物質 桑名、楠、鈴鹿等6局					

※1 環境基準の項目：二酸化窒素と浮遊粒子状物質

※2 一般環境測定局10局、自動車排出ガス測定局5局

※3 一般環境測定局10局、自動車排出ガス測定局6局

※R2 年度測定結果は未確定のため見込みです。



※R2 年度測定結果は未確定のため見込みです。

図1 四日市市納屋局のNO₂値の推移

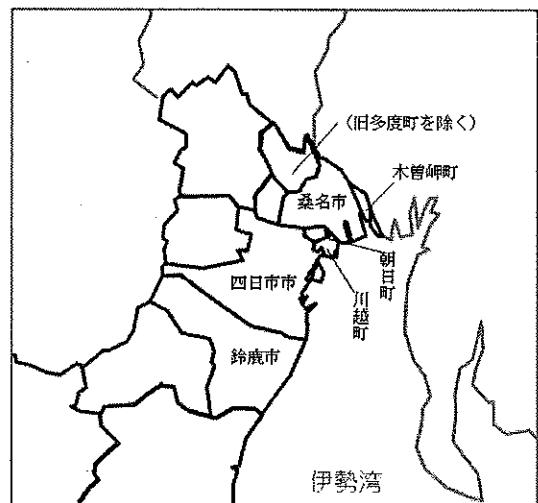


図2 自動車 NO_x・PM 法対策地域

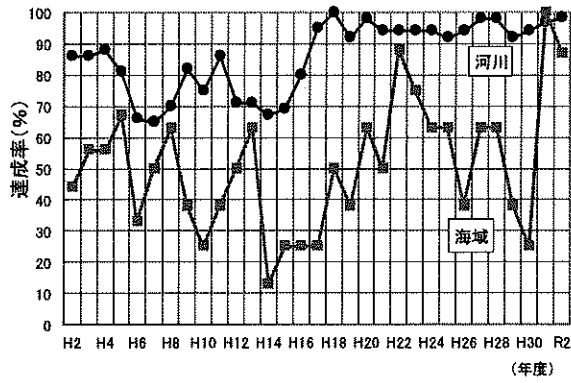


図3 環境基準達成状況の経年変化
(河川BOD、海域COD)

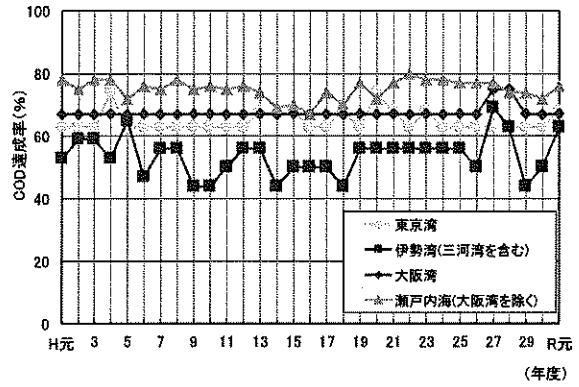


図4 COD環境基準達成率の推移
(伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

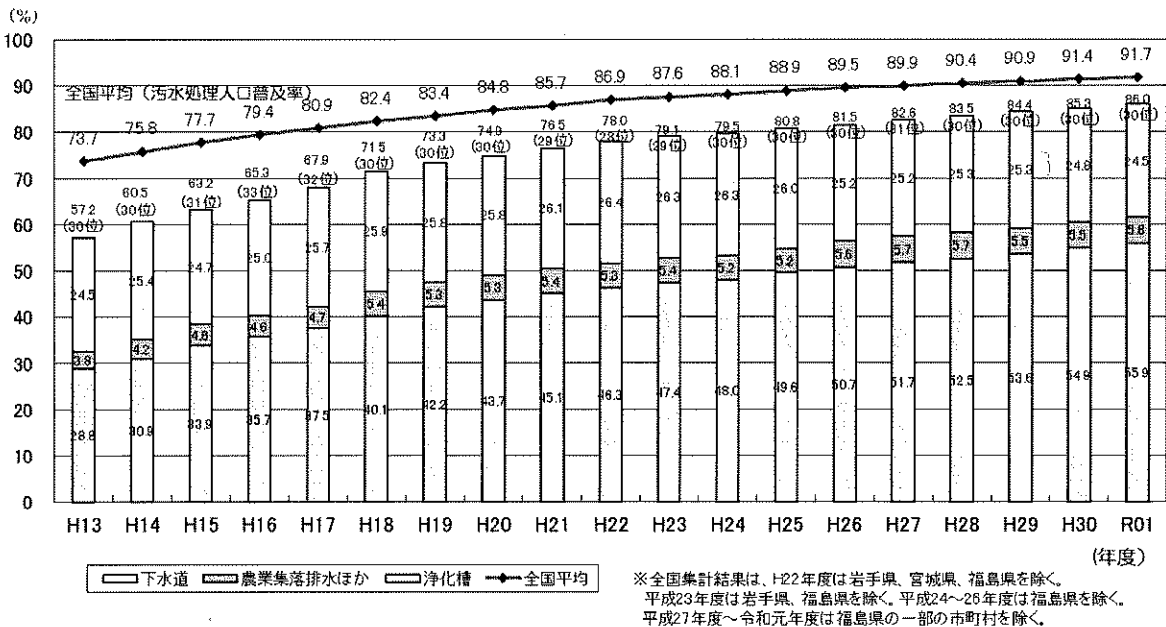


図5 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移

4 私学教育の振興について

私学課

1 現状

(1) 私立学校の役割と振興

私立学校は、建学の精神に基づく、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等・高等教育において、大変重要な役割を果たしています。

こうしたことから、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種助成を行うとともに、県教育委員会と緊密に連携し、県全体の教育の充実につなげています。

(2) 公立高校と私立高校の募集定員等

募集定員等については、公教育における双方の役割を十分勘案しながら策定する必要があるため、公立高校、私立高校の代表者や学識経験者等をメンバーとする「三重県公私立高等学校協議会（以下「協議会」という。）」の場で、毎年、協議の上、策定しています。

2 課題

(1) 私立学校への支援

長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は、大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。

また、県全体の教育の充実には、私立学校の自主性・独自性を最大限に尊重したうえで、公立私立間の情報共有を進め、学校の特色化・魅力化を促進していく必要があります。

(2) 若者の県内定着につながるキャリア教育の支援

本県においては、人口の転出超過に歯止めがかからず、進学や就職に伴う15歳から29歳までの若者の転出超過が全体の約8割を占めており、県政の喫緊の課題である「若者の県内定着」につながるキャリア教育を支援していく必要があります。

(3) 私立高校の生徒に対する就学支援金

令和2年度から国による授業料の実質無償化が実施されましたが、年収590万円世帯を境に格差が生じていることから、私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。

(4) 公立高校と私立高校の募集定員等

令和4年3月の県内の中学校卒業生数は、前年度から430人程度増加するものの、令和5年3月以降減少を続けることが見込まれており、令和5年3月から令和9年3月までの中学校卒業生数が766人減少することを見据えたあり方（方向性）について検討する必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 私立学校への支援

私立学校の経常的経費に対して補助する私立高等学校等振興補助金をはじめとして、私立学校に対して引き続き助成を行っていきます。(別紙)

また、引き続き、県教育委員会と緊密に連携し、新学習指導要領に基づいた学習指導をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策等についても県立高校の対応状況や方針等を、迅速に情報提供することにより、私立高校への支援を行っていきます。

(2) 若者の県内定着につながるキャリア教育の支援

「若者の県内定着」につながるキャリア教育の取組については、「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」の副指標として掲げており、その取組を私立高等学校等振興補助金により支援していきます。

(3) 私立高校の生徒に対する就学支援金

授業料を支援する就学支援金や授業料以外の教育費を支援する奨学給付金等により保護者の負担軽減を図るとともに、就学支援金については、年収590万円以上世帯の支給上限額の引き上げを国に要望していきます。

(4) 公立高校と私立高校の募集定員等

令和5年3月以降の県内中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれることから、令和3年3月に協議会のもとに検討部会を設置し、令和元年度から令和3年度までの募集定員の推移や中学生の進路状況、地域ごとの公私比率の中長期的な方向性について検証を行いながら、令和5年度から令和9年度までの募集定員等のあり方について検討を進めていきます。

表 県内中学校卒業生数の推移予測

	令和5年3月	令和9年3月	令和11年3月
県内中学校卒業生数(見込)	16,020人	15,254人	14,363人
令和5年3月からの減少者数	—	▲766人	▲1,657人

表1 令和3年度私学関係当初予算（事業費ベース）（単位：千円、%）

細事業名	当初予算額※	前年度比
私立高等学校等振興補助金	4,928,522	101.0
私立特別支援学校振興補助金	214,642	113.8
私立専修学校振興補助金	54,408	110.1
私立外国人学校振興補助金	9,000	100.0
私立高等学校等就学支援金交付事業費	2,673,614	106.4
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	170,080	127.3
私立専門学校授業料等減免補助金	127,094	45.8
その他私学関連予算	15,164	100.8
合計	8,192,524	101.6

※令和3年度当初予算は、交付税措置額の判明時期が遅れたため、前年度までの伸び率等を勘案した仮の単価で積算。

今後、令和3年度の12月補正予算において、参考2の令和3年度単価により補正を行う予定。

表2 私立高等学校等振興補助金生徒一人当たり補助単価の比較（単位：円、%）

	学校数	令和2年度	令和3年度	前年度比
高校（全日制） （中等教育学校後期課程を含む）	14	344,973	348,879	101.1
高校（狭域通信制）	3	79,187	80,082	101.1
中学校（中等教育学校前期課程を含む）	10	333,310	337,153	101.2
小学校	2	331,760	335,589	101.2
特別支援学校	1	（高等部） 1,817,771	（高等部） 1,836,502	（高等部） 101.0
		（小中学部） 1,804,357	（小中学部） 1,822,960	（小中学部） 101.0

5 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」（平成26年11月策定、対象期間：令和5年度まで）等に基づき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

「新たな日常」に対応しながら展覧会・公演や調査研究等を行い、「文化」が持つ人びとを引き付ける魅力や価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける文化芸術団体等の再開支援を行っています。

また、三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）、三重県総合博物館、三重県立美術館が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を提供しています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、「新たな日常」に対応して、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(3) 県立文化・生涯学習施設の状況

上記の各取組を進める上で、県立文化・生涯学習施設は、施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）をふまえつつ、次の役割を担っています。

① 三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

県文化会館では、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組んでおり、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、芸術性の高い公演を開催するほか、人材育成や他団体施設との連携による公演の企画等を行っています。

県生涯学習センターでは、高等教育機関やミュージアム、市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、生涯学習関係団体の連携・交流の場づくり等に取り組んでいます。

② 三重県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

③ 三重県立美術館

県立美術館では、江戸期以降の三重にゆかりの深い作品等、方針に則ったコレクションの収集と公開、美術資料の研究を行うとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④ 斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めています。近年、飛鳥・奈良時代における「初期斎宮」について解明が進みつつあり、国内外の多くの方に、斎宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、積極的な情報発信や事業に取り組んでいます。

⑤ 三重県立図書館

県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、すべての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

(4) 特定歴史公文書等の保存と利用

令和2年4月に「三重県公文書等管理条例」が施行され、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を県総合博物館で保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応しています。

2 課題

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえつつ、「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向性に基づいて取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

(3) 文化施設の集積を生かした経営と連携の推進

文化交流ゾーンを構成する各施設が、コロナ禍においても着実に、三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献していくため、それぞれ、魅力向上に向けた不断の努力、研究を行うとともに、連携、協力して集積の利点を生かした施設運営・事業の相互協力を行っていく必要があります。

(4) 特定歴史公文書等の保存と利用

特定歴史公文書等に係る県民の皆さんの利用の促進を図るため、関係部局や各実施機関と連携して「三重県公文書等管理条例」に基づく円滑な運用を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会は、スポーツのすばらしさや感動とともに、歴史や文化等本県の魅力を発信する絶好の機会となることから、デジタル技術を活用した取組を含め「新たな日常」に対応しつつ、三重の多様で豊かな自然・歴史文化等をテーマとした展示や多彩で魅力的な文化芸術公演等を開催します。あわせて、文化に係る専門人材や次代を担う子どもたちの育成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける文化芸術団体等の再開支援を行うなど、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

三重県生涯学習センター等がコーディネートや調査研究等の機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等と連携し、「新たな日常」に対応しながら県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、学びの成果を発表・発信する場を創出し、さまざまな主体の学びが一層深まり、広がるよう支援します。

(3) 文化施設の集積を生かした経営と連携の推進

民間が持つ知恵や豊富な知識等を効果的に活用し、文化交流ゾーン構成施設のより一体的な管理・運営および連携の強化を図るため、指定管理者制度を活用し、各館が連携・協力することで、集積の利点を生かした施設運営や事業を展開し、県民の皆さんに、より安全・安心な環境の下での魅力的な「学び・体験・交流の場」を提供していきます。

(4) 特定歴史公文書等の保存と利用

「三重県公文書等管理条例」に基づき、各実施機関から移管された特定歴史公文書等を速やかに整理し、適切に保存するとともに、県民の皆さんの利用の促進を図ります。

6 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的とする「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年制定）に基づき、「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月第二次改定）を策定し、その推進計画である「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（令和2年3月策定）により、人権施策を総合的、体系的に推進していきます。

また、平成28年度に施行された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法および部落差別解消推進法の普及啓発に取り組みます。

(2) 三重県人権センターの取組

県人権センターは、平成8年11月に、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくための拠点施設として設置し、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発に取り組むとともに、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催等、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組んでいます。

2 課題

(1) 人権啓発

県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。特に、インターネット、SNS上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷等の人権侵害への対応が懸案となっており、また、性的指向・性自認に関する人権等、新たな課題も発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 人権擁護と救済

人権に係る県民の皆さんからの相談については、県人権センターのほか、各種人権課題に対応している機関の相談窓口や法務局でも受けていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、相談員等の専門性や資質の向上を支援するとともに、県人権センターと各相談機関との連携を強化していくことが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理と検証

人権が尊重される社会を実現するため、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して取組を進めます。また、県の取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告し、県ホームページ等で公表します。

(2) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権センターにおいて、啓発ポスターや啓発物品作成、テレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせ等の「感性に訴える啓発」等、効果的な手法を活用するとともに、開催方法等についても工夫を行い、人権啓発の推進に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見差別の解消をめざして、正しい知識の普及啓発とともに、情報リテラシーの向上に向けた取組を進めます。あわせて、偏見差別、誹謗中傷に苦しむ患者や医療従事者等への応援メッセージを広く県民から募集・公開することを通して、被害者等に寄り添った支援につなげます。

(3) 相談体制の充実

部落差別等に係る差別事象の対応は、市町や関係機関との連携を十分とりながら、迅速かつ適切に事実確認を行い、解決に向けて取り組みます。

また、さまざまな人権課題に係る相談に的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、専門性や資質の向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等と情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実させ、実効ある相談・支援体制の構築に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症に起因する相談については、重大な人権侵害に迅速、的確に対応するために設立した「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」において、関係機関と連携して取組を進めていきます。

7 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が令和3年1月に実施したe-モニターの結果によると、前年度に比べ「社会全体において、男女の地位が平等になっている」と答えた人の割合が0.8ポイント減少し、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が1.0ポイント増加しており、平等感が低下し、男性の優遇感が高まる傾向が続いています。

Q：社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。			
出典：e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート調査（広聴広報課調べ）			
	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H28年度	22.1%	56.6%	9.1%
H29年度	19.1%	56.1%	10.7%
H30年度	16.5%	62.7%	9.8%
R元年度	13.3%	67.3%	10.0%
R2年度	12.5%	68.3%	8.0%

県では、「第3次三重県男女共同参画基本計画」（令和3年3月策定）および「第一期実施計画」（令和3年3月策定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、女性活躍の推進に取り組んでいます。

2 課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の活躍推進が国の成長戦略の大きな柱に位置づけられる中、県内事業所の女性管理職の割合は16.7%（令和2年7月31日現在（対前年比4.7ポイント増加））、県・市町の審議会等における女性委員の割合は28.0%（令和2年4月1日現在（対前年比0.1ポイント減少））であり、指導的地位にある女性の割合は、未だ十分とは言えない状況です。このため、政策・方針決定過程への女性参画の一層の推進が求められています。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合は、前回調査（平成27年度）から8.3ポイント高い68.7%となりました。

固定的な性別役割分担意識は改善しているものの、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合が依然として2割強あることから、県男女共同参画センター「フレンテみえ」や市町等と連携し、男女共同参画意識の一層の普及啓発に取り組んでいくことが必要です。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

リーダー層で活躍する女性割合は、徐々に高まりつつあるものの、未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことを希望する女性や職場でのステップアップを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるよう、男性や経営者層の意識改革など、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携して「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に基づく取組を着実に実行するとともに、市町を対象とした研修会や会議の開催などを通じて、市町との連携を図ります。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

県男女共同参画センター「フレンテみえ」におけるイベント、講座等の取組を通じて、男女共同参画意識の一層の普及啓発を図ります。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

企業の女性活躍に向けた取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」など「女性の活躍推進三重県会議」による取組や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画等の策定支援を通じ、県内企業・団体において女性が活躍できる環境整備が一層進むよう取り組みます。